

島根県 最終評価結果書

※黄色のセルに入力してください(該当しないものは空欄で可)。

都道府県名	島根県	都道府県コード	320005
-------	-----	---------	--------

1 実施状況の概要(平成25年度末時点)

(1) 交付市町村数	19				
(2) 協定数	1,339	【うち集落協定	1,288	個別協定	51
(3) 交付面積	13,284 ha	【対象農用地面積	15,093 ha	交付面積率	88.0 %
		【協定締結面積	13,284 ha	協定締結面積率	88.0 %
		【地目別交付面積内訳	田 : 12,548 ha	畑 :	306 ha
			草地 : 16 ha	採草放牧地 :	414 ha
(4) 交付金額	1,886,673 千円	【うち共同取組活動分 :	1,105,614 千円	個人配分分 :	781,059 千円

2 第3期中間年評価結果のフォロー

項目	現状等								
(1) 第3期中間年評価時要指導・助言協定の現状	<p>第3期中間年評価において要指導・助言とされた96の協定については、適切な指導・助言を行った結果、すべての協定について、平成26年度までに目標達成が見込まれている。また、一部協定においては、A要件及びB要件の実施が困難な協定があったが、これらの協定は併せての要件にも取り組んでいることから、集落協定の変更で対応している。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 第3期中間年評価における要指導・助言協定数</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>② 上記のうち</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 26年度までに目標達成が見込まれる協定数</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数</td> <td>0</td> </tr> </table>	① 第3期中間年評価における要指導・助言協定数	96	② 上記のうち		・ 26年度までに目標達成が見込まれる協定数	96	・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	0
① 第3期中間年評価における要指導・助言協定数	96								
② 上記のうち									
・ 26年度までに目標達成が見込まれる協定数	96								
・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	0								

3 交付金交付の効果等

項目	効果等														
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>マスタープランに基づき、着実に取り組みが実施されている。また、マスタープランの作成と取り組みの実施により、集落では以前より話し合いの機会が増えて、集落全体の将来像を全員で考え、守っていこうという意識が高まり、農業生産以外の集落活動の活性化にもつながっている。</p>														
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>・耕作放棄の防止等の活動</p> <p>協定対象となった農用地においては、確実に耕作放棄地の発生が抑制されている。中間年評価のアンケートでも、新たな耕作放棄地の発生防止に制度の効果があるとの回答が協定集落で95.9%、市町村では100%であり、高く評価されている。とりわけ鳥獣被害が多い本県においては、鳥獣被害対策を重点的に取り組む集落が多い。また、これらの対策は、隣接する山林にも講じられているため、周辺農用地にも効果が波及している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 交付面積</td> <td>12,615 ha</td> <td>669 ha</td> </tr> <tr> <td>② 農振農用地区域への編入面積</td> <td>8 ha</td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>③ 既耕作放棄地の復旧面積</td> <td>2 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 交付面積	12,615 ha	669 ha	② 農振農用地区域への編入面積	8 ha	ha	③ 既耕作放棄地の復旧面積	2 ha	0 ha		
		集落協定	個別協定												
	① 交付面積	12,615 ha	669 ha												
② 農振農用地区域への編入面積	8 ha	ha													
③ 既耕作放棄地の復旧面積	2 ha	0 ha													
<p>・水路、農道等の管理活動</p> <p>農道・水路の定期的な管理だけでなく補修も実施されることで施設の長寿命化につながっている。また、維持管理活動を集落ぐるみで実施することで、地域住民間の交流や協力関係が深まり、さらに景観の向上にも寄与している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 管理する水路の延長</td> <td>5,847 km</td> <td>1 km</td> </tr> <tr> <td>② 管理する農道の延長</td> <td>4,134 km</td> <td>1 km</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 管理する水路の延長	5,847 km	1 km	② 管理する農道の延長	4,134 km	1 km						
	集落協定	個別協定													
① 管理する水路の延長	5,847 km	1 km													
② 管理する農道の延長	4,134 km	1 km													
<p>・多面的機能を増進する活動</p> <p>周辺林地の下草刈りにより、病害虫の発生を防止するとともに景観が保全されている。また、景観作物の作付を実施している協定集落では、景観美化への関心も高まってきている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 周辺林地の下草刈りの面積</td> <td>326 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>② 棚田オーナー制度の対象面積</td> <td>1 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>③ 市民農園等の面積</td> <td>4 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>④ 体験民宿の施設数</td> <td>8</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 周辺林地の下草刈りの面積	326 ha	0 ha	② 棚田オーナー制度の対象面積	1 ha	0 ha	③ 市民農園等の面積	4 ha	0 ha	④ 体験民宿の施設数	8	0
	集落協定	個別協定													
① 周辺林地の下草刈りの面積	326 ha	0 ha													
② 棚田オーナー制度の対象面積	1 ha	0 ha													
③ 市民農園等の面積	4 ha	0 ha													
④ 体験民宿の施設数	8	0													
<p>・農用地等保全マップ</p> <p>農用地等保全マップを作成することで、農用地管理への意識が高まると同時に、計画的に農道・水路の補修、鳥獣害防止対策が実施されることにより、農業生産の継続・効率化が図られている。</p>															

(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

・A要件	<p>機械・農作業の共同化への取り組み面積、高付加価値型農業の実践面積も着実に増加するなど、作業負担の軽減、生産性の向上及び収益性の向上が図られている。また、担い手への農地集積や農作業委託により、担い手の育成と集落内での役割分担が進んできている。</p>																														
	<p>※第3期対策における増加面積ではなく、25年度末時点の実績面積を記載する。</p> <table border="1"> <tr><td>① 協定農用地の拡大(本活動項目を選択している協定の協定農用地面積)</td><td>826</td><td>ha</td></tr> <tr><td>② 機械・農作業の共同化への取組面積</td><td>1,162</td><td>ha</td></tr> <tr><td>③ 高付加価値型農業の実践への取組面積</td><td>111</td><td>ha</td></tr> <tr><td>④ 地場産農産物等の加工・販売への取組数</td><td>36</td><td>件</td></tr> <tr><td>⑤ 農業生産条件の強化への取組面積</td><td>52</td><td>ha</td></tr> <tr><td>⑥ 新規就農者の確保人数</td><td>2</td><td>人</td></tr> <tr><td>⑦ 認定農業者の育成人数</td><td>2</td><td>人</td></tr> <tr><td>⑧ 多様な担い手の確保への取組により耕作されている面積</td><td>4</td><td>ha</td></tr> <tr><td>⑨ 担い手への農地集積への取組面積</td><td>86</td><td>ha</td></tr> <tr><td>⑩ 担い手への農作業の委託への取組面積</td><td>247</td><td>ha</td></tr> </table>	① 協定農用地の拡大(本活動項目を選択している協定の協定農用地面積)	826	ha	② 機械・農作業の共同化への取組面積	1,162	ha	③ 高付加価値型農業の実践への取組面積	111	ha	④ 地場産農産物等の加工・販売への取組数	36	件	⑤ 農業生産条件の強化への取組面積	52	ha	⑥ 新規就農者の確保人数	2	人	⑦ 認定農業者の育成人数	2	人	⑧ 多様な担い手の確保への取組により耕作されている面積	4	ha	⑨ 担い手への農地集積への取組面積	86	ha	⑩ 担い手への農作業の委託への取組面積	247	ha
	① 協定農用地の拡大(本活動項目を選択している協定の協定農用地面積)	826	ha																												
② 機械・農作業の共同化への取組面積	1,162	ha																													
③ 高付加価値型農業の実践への取組面積	111	ha																													
④ 地場産農産物等の加工・販売への取組数	36	件																													
⑤ 農業生産条件の強化への取組面積	52	ha																													
⑥ 新規就農者の確保人数	2	人																													
⑦ 認定農業者の育成人数	2	人																													
⑧ 多様な担い手の確保への取組により耕作されている面積	4	ha																													
⑨ 担い手への農地集積への取組面積	86	ha																													
⑩ 担い手への農作業の委託への取組面積	247	ha																													
・B要件	<p>B要件を選択することで、集落において担い手となる受け皿が明確になっている。また、交付金を活用することで、新たに集落営農組織の新規設立や法人化など、集落における担い手の育成・強化につながっている。</p> <p>※第3期対策における増加面積ではなく、25年度末時点の実績面積を記載する。</p> <table border="1"> <tr><td>① 集落を基礎とした営農組織の育成への取組面積</td><td>312</td><td>ha</td></tr> <tr><td>② 担い手集積化への取組面積</td><td>549</td><td>ha</td></tr> </table>	① 集落を基礎とした営農組織の育成への取組面積	312	ha	② 担い手集積化への取組面積	549	ha																								
① 集落を基礎とした営農組織の育成への取組面積	312	ha																													
② 担い手集積化への取組面積	549	ha																													
・C要件 【第3期対策新規措置】	<p>C要件には、県全体で約6割の協定が取り組んでいる。この要件の導入により、集落全体で農用地を維持管理していく気運が高まり、高齢農家も協定に参加しやすくなり、また体制整備単価を選択しやすくなった。</p> <p>※ ②については、25年度末時点で市町村において把握している協定数を記載する。</p> <table border="1"> <tr><td>① 集団的かつ持続的な体制整備の実施協定数</td><td>825</td></tr> <tr><td>② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数</td><td>72</td></tr> </table>	① 集団的かつ持続的な体制整備の実施協定数	825	② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数	72																										
① 集団的かつ持続的な体制整備の実施協定数	825																														
② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数	72																														

(4) その他協定締結による活動

・加算措置	<p>小規模・高齢化集落支援加算については、自力での農地維持・農業生産活動が困難な小規模高齢化集落の農地を取り込むことで、隣接する農地についても適正な管理ができ、広域的な農地保全に効果があった。一方で、集落連携促進加算については、集落規模の小さい本県においては、規模要件を満たさない等の理由から、取り組みが進まなかった。</p>																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 規模拡大加算の実施面積</td> <td>74 ha</td> <td>13 ha</td> </tr> <tr> <td>② 土地利用調整加算の実施面積</td> <td>27 ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 小規模・高齢化集落支援加算の実施面積</td> <td>361 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>④ 法人設立加算 特定農業法人設立数</td> <td>6 法人</td> <td>0 法人</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人設立加算 農業生産法人設立数</td> <td>1 法人</td> <td>0 法人</td> </tr> <tr> <td>⑥ 集落連携促進加算の実施面積(連携した未実施集落の面積)</td> <td>0 ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該加算の活動において確保した地域の活性化を担う人材数</td> <td>0 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 規模拡大加算の実施面積	74 ha	13 ha	② 土地利用調整加算の実施面積	27 ha		③ 小規模・高齢化集落支援加算の実施面積	361 ha	0 ha	④ 法人設立加算 特定農業法人設立数	6 法人	0 法人	⑤ 法人設立加算 農業生産法人設立数	1 法人	0 法人	⑥ 集落連携促進加算の実施面積(連携した未実施集落の面積)	0 ha		当該加算の活動において確保した地域の活性化を担う人材数	0 人
	集落協定	個別協定																						
① 規模拡大加算の実施面積	74 ha	13 ha																						
② 土地利用調整加算の実施面積	27 ha																							
③ 小規模・高齢化集落支援加算の実施面積	361 ha	0 ha																						
④ 法人設立加算 特定農業法人設立数	6 法人	0 法人																						
⑤ 法人設立加算 農業生産法人設立数	1 法人	0 法人																						
⑥ 集落連携促進加算の実施面積(連携した未実施集落の面積)	0 ha																							
当該加算の活動において確保した地域の活性化を担う人材数	0 人																							
・地域・集落の活性化	<p>地域における話し合いの回数が協定参加以前と比べ増加している。話し合いの内容も集落の活動、集落の全体像についてのものでもあり、自分の集落は自分で守っていこうという意識の醸成につながっている。また、集落の活動に対する意識も高まっており、地域の祭りや収穫祭などの行事への参加が増えるなど、地域・集落の活性化につながっている。</p>																							
・団地要件の緩和(飛び地関係) 【第3期対策新規措置】	<p>団地要件の緩和により、これまで協定に取り込めなかった農用地を容易に取り込めるようになった。この結果、新規協定が締結されたり、今まで取り込めなかった周辺地域が協定に加わるなど、対象農用地の拡大に大きく寄与した。</p> <table border="1"> <tr><td>① 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の数</td><td>433</td></tr> <tr><td>② 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の面積</td><td>142</td><td>ha</td></tr> </table>	① 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の数	433	② 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の面積	142	ha																		
① 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の数	433																							
② 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の面積	142	ha																						
・離島等の平地に傾斜地と同等の扱いを適用 【第3期対策新規措置】	<p>離島等の平地が交付対象になったことにより、隠岐4町村の平地においては新たに対象農用地が259ha増加した。また、農業用資材の輸送コスト差、排水性が悪いことによる収量差などの離島特有のコスト差を補てんすることに大きく寄与した。</p> <table border="1"> <tr><td>① 上記により離島等の平地について新たに交付面積に加えた協定数</td><td>24</td></tr> <tr><td>② 上記により増加した交付面積</td><td>259</td><td>ha</td></tr> </table>	① 上記により離島等の平地について新たに交付面積に加えた協定数	24	② 上記により増加した交付面積	259	ha																		
① 上記により離島等の平地について新たに交付面積に加えた協定数	24																							
② 上記により増加した交付面積	259	ha																						

	その他	
--	-----	--

4 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	本制度は、中山間地域における耕作放棄地の発生防止、多面的機能の維持、集落の活性化に大きな効果を発揮しているが、対象農用地はあるものの取り組めない集落もある。また、第2期対策から第3期対策に移行する際、農業者の高齢化や担い手不在等の理由から、農地の維持・管理や協定事務が困難になり、小規模集落を中心に協定数が減少した。次期対策に移行する際も、同様の事態が生じることが懸念されることから、今後も安心して制度に取り組めるよう要件等を緩和した上で、継続して実施される必要がある。
(2) 交付金交付の効果等	集落協定においては、共同利用機械の整備や営農組織の育成をはじめとする集落の営農体制の整備に有効に活用されており、取組が活発な集落では、地域の創意工夫により、新たに地域資源を見出している集落や、地域で生産された農産物を加工する拠点を整備し、地域産業化するなど、内発的発展を遂げている集落も見られる。また、集落内にとどまらず近隣の集落を巻き込んで地域全体での経済的結びつきを強めるなど、今後の発展につながる取組みがなされている。したがって、今後も集落協定に基づく共同取組活動等への支援を更に重視し、集落の一体感を高める支援体制の整備が必要である。

5 事項毎の評価結果

※ 上記3の「交付金交付の効果等」とは異なり、記載した効果等や上記4の課題を踏まえ、各事項を評価してください。
 ※ 例えば「☆☆☆により○○○という効果があり、それは、集落における△△△に有効だった。」というような書き方で記入し、それに関連した課題等がある場合は、併せて記入してください。

事項	評価	
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	マスタープランを作成することで、自らの集落が将来どのような方向に向かうのか、何を指して活動するべきか明確にでき、集落を守ろうとする気運が高まっている。また、将来像や段階的な工程を考えることを通じて、目標や計画が鮮明になったり、集落で共有されることから、農業生産活動等の持続的実施にとどまらない集落活動の活性化につながっていると評価される。	
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	制度に取り組む地域においては、耕作放棄地の発生を防止し、農用地の持つ多面的機能を維持することに大きな効果を発揮している。特に鳥獣害対策については、地域一体となって取り組むことで、被害の抑制だけでなく、被害による耕作意欲の低下を抑制する効果もあった。また、今後農地の集積・集約化が進み、地域の担い手の経営規模拡大により、水路、畦畔等の維持が困難になる事態が生じると想定されるが、そのような場合に、集落が一体となって支援する体制整備の構築にも有効であると評価できる。	
(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	〇要件の導入は、共同で支え合う仕組みづくりの検討や整備への動機付けに非常に有効であっただけでなく、体制整備単価を選択しやすくなったことで、共同取組活動に充当できる活動費が増加し、共同取組活動の活性化にも有効であったと評価される。	
(4) その他協定締結による活動	・加算措置	小規模・高齢化集落支援加算により、高齢化や担い手不足により営農が難しい集落でも、隣接する集落が支援する形が生まれるなど、集落間の連携に有効だった。一方で、近隣に支援集落がない小規模・高齢化集落に対する支援が課題である。また、要集落連携促進加算については、規模要件から加算要件を満たさない等の課題があった。
	・地域・集落の活性化	中間年評価のアンケートでは、8割程度の集落において「話し合い」や「共同作業」が以前よりも活発になったと評価しており、本制度への取り組みを通じて、話し合いと共同活動が従来より活発に行われるようになってきている。また共同活動を通じて集落の共通の認識や、価値観の共有が図られるなど、本制度が集落の活性化に果たす役割は非常に大きいと評価できる。
	・団地要件の緩和(飛び地関係) 【第3期対策新規措置】	飛地や点在などによってまとまった農用地を確保できない集落や1haの団地化要件を外れていた地域においては、耕作放棄地の発生が憂慮されていたこともあり、団地要件の緩和は非常に効果があったと評価される。
	・離島等の平地に傾斜地と同等の扱いを適用 【第3期対策新規措置】	不利地域の補正に効果があっただけでなく、平坦農用地が交付対象になったことが契機となり、協定の締結・統合がされた集落があるなど、隠岐4町村では非常に効果があった。次期対策でも、継続して実施することが必要。
・その他	集落営農発祥地と言われる島根県において、本制度は集落営農組織化の端緒となるなど、地域の担い手の育成に重要な機能を果たしている。一方、〇要件を選択した協定における農用地のサポート体制については、「集落ぐるみ型」を選択している協定が多いことから分かるように、地域における担い手の不在が課題である。したがって今後も、地域の受け皿となる集落営農組織の立上げを進めると同時に、それによりがたい場合は、他の集落において既に法人化を行った組織等をサポート経営体と位置づけ、サポート経営体との連携を促進するするなど集落間の連携に取り組む必要がある。	

6 総合評価結果

総合評価	評価区分
<p>本制度は耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を維持するとともに、地域の活性化にも大きな効果を発揮している。市町村評価においても、19市町村中の12市町村がA、6市町村がBと回答しており、制度に対する評価の高さが分かる。</p> <p>特に、第3期対策からは、高齢化の進行、小規模高齢化集落や複数協定の連携に配慮した措置が置かれたことで、高齢農家等であっても取り組みやすい仕組みに改善されたと評価できる。ただし、高齢化等が進んだ集落では、依然として、「5年間の協定維持」に対する不安や、事務作業に対する負担感があり、次期対策へ移行する協定農用地の減少、あるいは協定自体を廃止する集落の発生が危惧される。耕作放棄地の発生防止等の観点から、長期的な協定の締結は必要であると考えるが、5年間の継続要件を集落の実情に対応できる柔軟なものとするなど、更に高齢化に配慮した制度設計とする必要がある。また、本県の取組としては、引き続き制度への参加面積の拡大を図るため、既存協定の面的拡大支援、公民館・自治会等を区域とした新たな広域協定の締結・連携への仕組みづくりに取り組む必要があり、実際に、近隣集落協定はもとより、自治会や、公民館、NPO法人等の多様な組織の支援を進めているところである。国においても非農家への制度周知や連携促進についてより一層の働きかけをお願いしたい。</p>	A
(備考)	

7 その他(第3期対策における特徴的な取組事例) ※ 以下の様式に簡潔に記入する。

(事例1)

市町村・協定名	島根県仁多郡奥出雲町 奥湯谷			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
36 ha	36			
交付金額	個人配分			40 %
780 万円	共同取組活動			
	60 %	農作業委託費	26	%
		共同防除、堆肥散布	23	%
		水路補修資材代	7	%
		役員手当、事務費、会議費等	4	%
協定参加者	農業者35人、農業生産法人			
取組内容	【 将来を見据えた集落の体制づくり 】			
	奥湯谷集落では、耕起、代かき、田植えなどの春作業や草刈り・水管理などの随時作業は自己管理で行い、共同取組活動としては、稲刈りなどの秋作業の営農組合への作業委託やヘリによる共同防除としており、交付金の一部を営農組合への委託費、共同防除の費用に使用している。また平成25年3月に営農組合の組合員を中心に法人化し、17haを法人に集積している。			
主な効果	<ul style="list-style-type: none"> ・機械農作業の共同化(色彩選別機の共同利用 目標70%、H25実績100%) ・水路の補修(目標100m、H25実績100m) 			

(事例2)

市町村・協定名	島根県大田市 飯谷			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
15 ha	15			
交付金額	個人配分			0 %
296 万円	共同取組活動			
	100 %	協同利用機械更新費	51	%
		法人活動助成費	22	%
		基盤整備(維持・管理費)	17	%
		多面的機能維持管理費・事務費	10	%
協定参加者	農業者34人、特定農業法人(構成員32人)			
取組内容	【 みんなで守ろう故郷の農地 】			
	本事業の実施にあたり、機械共同利用や作業受託等の共同取組等を通じて営農組織設立の気運が高まり、本事業の共同取組活動による営農組織設立経費の積立てや、検討委員会での話し合いを経て、平成19年1月には地域内農家の協業経営を目的に、農事組合法人「やまべ」が設立された。 現在、大豆、そばの生産による耕作放棄地の拡大防止や、共同作業による電気柵の設置、集落内外の産直市への出荷等の活動にも取組んでいる。 また、高齢化の著しい隣接集落の農地4.8haも協定に取り込んで実施しており、草刈り等の管理作業を支援し、農地の保全に努めている。			
主な効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年1月に農事組合法人「やまべ」の設立(組合員32名) ・担い手(法人)への利用集積(H21-8.8ha → H25-9.2ha) ・法人設立から6年が経過し、農家が法人に生産・管理を全面委託することで、地域全体の農地が守られている。また、法人と地域農業者との連携により地域内外関係者との交流事業(農作業体験事業、泥おとし、収穫祭等)を実施し、地域の活性化も図られている。 			

(事例3)

市町村・協定名	島根県隠岐郡隠岐の島町 都万下田			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
25 ha	25			
交付金額	個人配分			80 %
200 万円	共同取組活動			5.5 %
	20 %	役員報酬		5 %
		農道水路管理費		1.5 %
		会議費		8 %
		その他		
協定参加者	農業者40人、特定農業法人1、非農業者3人			
取組内容	【 隣接する3集落を統合し制度に取り組む(離島平地) 】 平成23年度から隠岐の島においては、離島平地の条件不利性が認められ、平坦農用地であっても交付の対象となった。制度参加にあたっては、隣接する3つの集落(釜屋、中里、西里)を統合し、活動を実施した。集落では、農業者の高齢化も進んでいるため、C要件(集团的サポート)として集落内の認定農業者や集落営農法人を位置づけ、農業生産活動が困難な農用地が発生した場合の支援体制の構築を行った。また、集落協定対象の圃場では、ブランド米(島の香り隠岐藻塩米)の作付けも行い、島内外で販売している。			
主な効果	集落の高齢化が深刻化する中、認定農業者や集落営農法人が中心となり耕作放棄地の発生を防止し、積極的に話し合いに参加するなど集落協定内での交流を深め、交付金を有効活用し取り組んでいる。			

8 第1期対策から第3期対策までの効果等

(1) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、最も効果があったと考える事項を3つ選び、それぞれについてどのような効果等があったかを記載してください。

※ 第2期対策から取り組んだ場合にあつては第2期対策及び第3期対策、第3期対策から取り組んだ場合にあつては第3期対策のみについて記載(以下(2)、(3)も同様)。

※ 最も効果があったと考える事項を3つ選び、色の付いたセルに○印を記入(以下(2)(3)も同様)。

事項	効果等の詳細や効果等があったと考える理由
<input type="radio"/> ① 耕作放棄の防止	協定農用地に位置づけることにより、耕作放棄地の発生が抑制されている。
<input type="radio"/> ② 水路・農道の維持管理	水路・農道等の維持管理活動の回数が増加し、施設の補修が実施されることで施設の長寿命化につながった。
<input type="radio"/> ③ 多面的機能の増進	
<input type="radio"/> ④ 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	機械の共同化により作業の効率化、生産性の向上につながった。また、集落営農の育成にも非常に効果があった。
<input type="radio"/> ⑤ 高付加価値型農業	
<input type="radio"/> ⑥ 地場産農産物等の加工・販売	
<input type="radio"/> ⑦ 農業生産条件の強化	
<input type="radio"/> ⑧ 新規就農者の確保	
<input type="radio"/> ⑨ 認定農業者の育成	
<input type="radio"/> ⑩ 多様な担い手の確保	
<input type="radio"/> ⑪ 担い手への農地集積	
<input type="radio"/> ⑫ 担い手への農作業委託	
<input type="radio"/> ⑬ 共同で支え合う集团的かつ持続可能な体制整備	
<input type="radio"/> ⑭ 効果等はなかった	
<input type="radio"/> ⑮ その他	

(2) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、市町村内の集落協定において、協定締結前と比べ集落が変わったと感じる事項を3つ選び、それぞれについてどのような変化等があったかを記載してください。

事項	変化等の詳細や変化等があったと考える理由
<input type="radio"/> ① 農業者の意欲の向上	
<input type="radio"/> ② 農業収入の増加	
<input type="radio"/> ③ 後継者対策の推進	
<input type="radio"/> ④ 集落の人口の増加	
<input type="radio"/> ⑤ 女性の活動の活発化	
<input type="radio"/> ⑥ 高齢者の活動の活発化	
<input type="radio"/> ⑦ 子どもの活動の活発化	
<input type="radio"/> ⑧ 祭りなどの地域活動の活発化	
<input type="radio"/> ⑨ 集落内の話し合いの回数の増加	多くの集落において、農業者や地域住民を含めた話し合いの機会が増加した。
<input type="radio"/> ⑩ 集落内の共同取組活動の活発化	協定内の互助体制の確立により、共同での農地維持活動、共同機械利用等の取組が活発化した。
<input type="radio"/> ⑪ 鳥獣害対策の推進	鳥獣害対策を集落全体で取り組むことで、鳥獣害が減少している集落もある。
<input type="radio"/> ⑫ 他集落との連携の推進	
<input type="radio"/> ⑬ 都市農村交流の推進	
<input type="radio"/> ⑭ 変化等はなかった	
<input type="radio"/> ⑮ その他	

(3) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、市町村内の集落協定において、今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題を3つ選び、それぞれについての課題の詳細やその課題への考えられる対策(実施しているものを含)を記載してください。

事項		課題の詳細や考えられる対策
○	① 高齢化の進行	後継者不足等の理由から、集落において世代交代が進んでいない。また、役員についても世代交代進んでいない。
	② 過疎化の進行	
○	③ 担い手の不在	担い手の偏在化が顕著である。集落営農組織の新規設立や法人化により地域の担い手を確保する必要があるが、それによっても担い手の確保が困難な集落においては、他の集落において既に法人化を行った組織等をサポート経営体と位置づけ、サポート経営体との連携を促進する必要がある。
	④ リーダーの不在	
	⑤ 営農組織の不在	
	⑥ 農業収入の減少	
○	⑦ 野生鳥獣の被害	鳥獣害対策を実施しても、被害が深刻な集落もあり、維持管理が限界にきている農地が増加している。
	⑧ 共同取組活動の衰退	
	⑨ 集落内の話合いの回数の減少	
	⑩ 農地の生産条件の不利	
	⑪ 中山間地域の生活環境の改善	
	⑫ 補助制度等の縮小及び廃止	
	⑬ 行政との連携不足	
	⑭ 課題等はない	
	⑮ その他	

(4) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、本制度に対する御意見等を記載してください。

意見
<p>第1期対策から第3期対策にかけて制度がより複雑化している。中山間地域等直接支払制度における、「適正な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援」という制度本来の趣旨に鑑み、条件不利農地の農地を保全することを基本として考え、次期対策においては、現行制度よりも複雑なものとし、集落住民が安心して制度に取り組めるように配慮願いたい。</p>